



国土交通省 関東地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau

令和2年2月27日（木）
国土交通省関東地方整備局建政部

記者発表資料

マンション管理業者に対する監督処分について

関東地方整備局は、リストコンストラクション株式会社に対し、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく監督処分を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ		
埼玉県政記者クラブ 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会		
問い合わせ先		
建政部	建設産業第二課長	<small>ありま しょうご</small> 有馬 正吾 (内線6651)
	建設産業第二課長補佐	<small>あらや ひでき</small> 新屋 英樹 (内線6654)
電話 048-601-3151 (代表)		

別 紙

マンション管理業者に対する監督処分について

リストコンストラクション株式会社のマンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「法」という。）違反について、国土交通省関東地方整備局長は、本日、同社に対し、同法に基づく監督処分を下記のとおり行った。

記

1 処分の内容

○法第 8 1 条の規定に基づく指示処分

- (1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - ① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に対し、速やかに周知徹底すること。
 - ② 法及び関係法令等の遵守を社内で徹底するとともに、社内研修・教育の計画を作成し、役職員に対し、継続的に実施すること。
 - ③ 日常の業務運営に関しての調査・点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備に努めること。
 - ④ 今回の違反行為を踏まえ、適切な再発防止策を策定し、継続的に実施すること。
- (2) 前項各号について講じた措置（前項に係る措置以外に講じた措置がある場合は、これを含む。）を令和 2 年 3 月 2 7 日までに文書をもって報告すること。また、令和 2 年 8 月 2 7 日までに当該措置の実施状況を報告すること。

2 処分理由

被処分者が管理事務を受託している複数の管理組合において、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第 8 7 条第 2 項第 1 号イに定める方法により修繕積立金等金銭を管理する場合において、その月分として徴収された修繕積立金等金銭から当該月中の管理事務に要した費用を控除した残額を、翌月末日までに収納口座から保管口座に移し換えなかった。

このことは、法第 7 6 条及び規則第 8 7 条第 2 項第 1 号イに違反し、法第 8 1 条本文に該当するものである。

- (参考) リストコンストラクション株式会社
神奈川県横浜市中区尾上町 4-47
代表取締役 北見 尚之
国土交通大臣（4）第 0 3 1 4 4 9 号